

次期中長期目標の策定について

1. 業務及び組織の見直しについて

- 独立行政法人通則法により、中長期目標期間が終了する国立研究開発法人については、次期目標の策定に当たり、主務大臣が業務及び組織を見直すこととされており、これに対して、総務省独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）が意見を述べることとされている。
- 今年度で目標期間が終了する科学技術振興機構及び日本原子力研究開発機構は8月27日に、文部科学大臣として、見直し内容を決定・公表し（別紙1（P.3～））、委員会が11月22日に意見等を取りまとめた（別紙2（P.11～））。
- 第6期科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえた共通的な留意点については、別紙3（P.16～）のとおり。

2. 関連するスケジュール

11月5日	国立研究開発法人審議会 日本原子力研究開発機構部会
	（議題 1. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標（案）について 2. その他
11月19日	国立研究開発法人審議会 科学技術振興機構部会
	（議題 1. 次期中長期目標（案）について 2. その他
11月26日	国立研究開発法人審議会 日本原子力研究開発機構部会
	（議題 1. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標（案）について 2. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期計画（案）について 3. その他

12月15日	国立研究開発法人審議会 科学技術振興機構部会
	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現行中長期目標の変更について 2. 次期中長期目標について 3. 大学ファンドについて【非公開】 4. その他
12月22日	国立研究開発法人審議会 総会
	<p>議題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学ファンドについて【非公開】 2. 国立研究開発法人科学技術振興機構の中長期目標の変更について 3. 次期中長期目標（案）等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構 ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 4. 文部科学省国立研究開発法人審議会（第21回）に当たって示された指摘事項について 5. その他
1月26日	総務省独立行政法人評価制度委員会評価部会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期目標案についての意見案の審議
2月22日	総務省独立行政法人評価制度委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期目標案についての意見を決定
～2月末	中長期目標の指示（文部科学大臣）
3月中	中長期計画の認可（文部科学大臣）

国立研究開発法人科学技術振興機構の見直し内容について

令和3年8月27日
文部科学省

1. 政策上の要請及び現状の課題

(1) 政策上の要請

我が国の科学技術・イノベーション政策の推進に当たっては、科学技術・イノベーション基本法に基づき、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）が策定されており、当該計画において我が国が目指す社会（Society5.0）として「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」が示されている。

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「本法人」という。）は、科学技術の振興を図ることを目的とする国立研究開発法人であり、科学技術基本計画の中核的な役割を担う機関として、これまでも自らの研究開発戦略立案機能を活用しつつ、ファンディングエージェンシー機能を発揮することにより、国立研究開発法人や大学、企業等と協同した研究開発推進体制を構築するネットワーク型研究所として、我が国研究開発全体の成果の最大化に貢献してきた。

このような役割自体は今後も変わるところはなく、第6期科学技術・イノベーション基本計画においてもその実現を担う中核的機関として、昨今の国内外における情勢変化や新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえつつ、当該計画に示された「国民の安全と安心を確保する持続可能で強靭な社会への変革」、「知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化」、「一人ひとりの多様な幸せ（well-being）と課題への挑戦を実現する教育・人材育成」に沿って、社会変革に資する研究開発推進、新たな価値創造の源泉となる研究開発の推進、多様な人材の育成などの取組を進めるとともに、これらにまたがる横断的取組として研究開発戦略の立案及び社会との共創による「総合知」の創出・活用を、これらを支える基盤的取組として情報基盤整備などをはじめとする科学技術イノベーション基盤の強化を図ることが求められる。

加えて、大学ファンド創設に伴い、その運用と運用益による大学の研究環境整備及び若手研究者支援に関する助成業務が本法人に追加されており、本法人に期待される役割は一層その重さを増している。

(2) 現状の課題

本法人は、ネットワーク型研究所としてファンディングエージェンシー機能を発揮することにより、国立研究開発法人や大学、企業等と協同し、それぞれに

最適な研究開発推進体制を構築することができる点に強みを持つ一方、職員の高年齢化が進んでおり、現状では定年制職員の最多層が40歳代後半から50歳代前半となっている。豊富な経験が業務に活かせるメリットもあるが、このまま高年齢化が進めば、情勢の変化に柔軟に対応し、斬新な発想で業務を刷新する機能が弱体化する恐れがあるとともに、最多層が定年を迎える際には急激な人員不足に陥る可能性がある。

加えて、現行の第4期中長期目標期間において、革新的研究開発推進プログラムが終了したものの、ムーンショット型研究開発事業、創発的研究支援事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム、大学ファンド等の様々な事業が創設された結果、本法人の事業数は増加している。一方で、職員数は約1割減少しており、これは革新的研究開発推進プログラムの終了に伴う退職者が出ているものの、社会的に有効求人倍率が上がっていることにより職員採用が芳しくないことが原因と見込まれる。さらに、大学ファンドの立ち上げに伴い今後も必要な人的リソースの増加が見込まれている。

また、増加傾向にある事業・プログラムを限られた職員数で運営するため、ローパー職員の中心業務は制度全体の運用になり、研究現場でのOJTに割けるエフォートが低下、職員の能力向上の機会が減少している。

2. 講ずるべき措置

(1) 中長期目標期間

本法人の業務は、第6期科学技術・イノベーション基本計画等の国の科学技術政策に即応して実施するとともに、機動的に見直していくことが適切であることから、中長期目標期間は5年とする。

(2) 中長期目標の方向性

次期中長期目標の策定に当たっては、以下に示す事項を踏まえた上で、本法人の果たすべき役割を記載するものとする。また、目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、達成すべき内容や水準等を分野の特性に応じて具体化した指標を設定することとする。

○重点的研究開発課題

国立研究開発法人に求められる研究開発成果の最大化に向けて、第6期科学技術・イノベーション基本計画等に定められた施策を着実に実行する。特に、以下の研究開発課題に重点的に取り組む。

・国内外の科学技術イノベーションに関する動向調査・分析により我が国全体

の研究開発戦略や政策立案に貢献するとともに、社会との共創に向けた取組により「総合知」を創出し、研究開発による新たな価値の創造や社会変革を先導する。

- ・ 科学技術の活用による社会課題の解決と新たな価値の創出に向けた研究開発の推進により、未来の産業構造と社会の変革を加速させる。
- ・ ネットワーク型研究所として研究開発マネジメントを推進するとともに、研究者が研究に専念できる環境整備等を行うことにより、新たな価値創造の源泉となる世界トップレベルの科学技術を牽引する研究開発を推進する。
- ・ 将来の新たな価値創造に資する人材の育成・確保に向けた取組を行うとともに、国際共同研究や交流の促進やイノベーション・エコシステムを支える科学技術情報基盤の整備により、多様な知を活用した研究開発成果の最大化に貢献する。
- ・ 大学ファンドについて、調達した巨額の資金を適正に運用・監視するとともに、その運用益により、大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備並びに優秀な若年の研究者の育成及び活用の推進に資する活動に関する助成を行う。

○外部機関との連携の強化

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、競争的研究費改革として、切れ目ない支援により知の創出と活用を最大化することが求められており、本法人は研究機関、企業、大学等との人事交流のみならず、他のファンディングエージェンシーとの人事交流も含めた連携の深化に取り組む。

○人材育成機能の強化

優秀な人的リソース確保のため、若手職員の採用・中途採用の強化をはじめ、定年延長の検討や再雇用等、年齢・性別を問わず多様な職員の活用を一層進めるとともに、研究情報や事業推進上の情報については、DX化を進めることにより業務の効率化を図る。さらに、他のファンディングエージェンシーとの人事交流も含めた連携の深化や研修の機会を提供することにより、職員の資質・能力向上を図るとともにその能力を発揮できる環境の整備に取り組む。

また、職員個々人の経験と見識のみに頼る方法では全体を俯瞰した的確な判断は困難になりつつあるため、データを解析・解釈して将来を展望した能動的な活用を行う職員の資質・能力の向上を組織的に行う必要がある。

○運営の効率化及び組織の見直し

国立研究開発法人としての目的・役割を果たすため、事業間の連携の強化や業務・組織改革を行うなど、理事長のリーダーシップの下で一体的な業務運営を行う体制を構築するとともに、事業の評価を行い、PDCAサイクルを循環させる。

また、大学ファンドの立ち上げにあたり、これを新たな科学技術・イノベーション推進のためのツールとして確立するべく、運用体制及び人材の確保や制度の整備に取り組む必要がある。

一方で、限られた人的資源の中、昨今のムーンショット型研究開発事業、創発的研究支援事業、次世代研究者挑戦的研究プログラム、大学ファンドなど様々な事業の立ち上げ及び運用に対応していくためには、機構全体の既存の各事業やプログラムの社会における必要性を見直し、効率化を行うことが重要である。このため、多様な事業を担う中で得られたノウハウの集約・活用により、事業の効率化を行うとともに、相対的に必要性の低下が予見される事業やプログラムについては早期に事業内容の見直し、廃止、又は類似事業との統合等を検討する。

このほか、厳しさを増す国際情勢下において、オープンサイエンスとのバランスを取りつつ、カウンターインテリジェンスや研究インテグリティなどの組織的課題に対し、理事長のリーダーシップの下、政府・関係機関と連携しその強化に取り組む。

また、日本科学未来館については、コロナの影響による入館者数の減少に対し、令和3年4月1日より着任した新館長の下、with/post コロナ時代における運営の在り方について検討する。

○財務内容の改善に係る見直し

業務の効率化及び合理化等のため、保有資産等については費用対効果を踏まえ不断の見直しを行うとともに、これまでの見直しによる不要不動産等については国庫返納手続きを進め、返納を完了する。

そのほか、外国人研究者宿舎については平成3年の竣工から30年が経過し老朽化が進んでいる事、周辺の住宅供給による需要減など竣工当時の社会的状況の変化を勘案し、廃止も視野に入れて今後の事業の在り方について結論を出す。

○情報セキュリティ対策の推進

引き続き、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に沿って本法人が定めた情報セキュリティ規程及びガイドライン等に沿って、高度化・複雑化するサイバー攻撃への技術的対策や新たなツール利用にかかるセキュリティ研修などの人的対策等を推進する。

また、オープンサイエンスの推進とのバランスを取りつつ、カウンターインテリジェンスへの対応を進める。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の見直し内容について

文 部 科 学 省
経 済 産 業 省
原子力規制委員会

1. 政策上の要請及び現状の課題

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「本法人」という。）は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする法人である。

原子力は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「エネルギー基本計画」（平成 30 年 7 月閣議決定）において、安全性の確保を大前提としつつ、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられており、我が国にとってエネルギー安全保障の観点から重要なエネルギー源の一つである。また、原子力は、地球規模の問題解決並びに放射線利用等による科学技術・学術・産業の発展に寄与する観点からも重要な役割を担っている。

本法人は、その第 3 期中長期目標期間において、国立研究開発法人として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、原子力に関する基礎的研究・応用の研究から核燃料サイクルに関する研究開発、安全規制行政等に係る技術支援、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「東京電力福島第一原子力発電所」という。）の廃炉に関する研究開発まで、幅広い分野で顕著な成果を創出してきた。各種の研究施設等の維持・マネジメント等を含め、これらの取組の重要性は、次期中長期目標期間においても引き続き高く位置付けられるべきものである。

近年、持続可能なエネルギー基盤の在り方に関する国際的な議論に加え、COVID-19 禍で急速に進んだ社会のデジタル化等の影響もあり、我が国における原子力を取り巻く政策的課題は更に多面化・複雑化している。平成 30 年 7 月に策定された第 5 次エネルギー基本計画においても原子力関連技術のイノベーション促進の重要性が明記されており、原子力に関する科学技術（以下「原子力科学技術」という。）に寄せられる政策的期待も高まりつつある。令和 2 年 10 月には、我が国として 2050 年カーボンニュートラル実現を目指す政府方針が示され、これを受け、令和 3 年 6 月には、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が関係省庁において策定されたところである。また、令和 3 年 3 月に策定された「科学技術・イノベーション基本計画」では、政府の標榜する Society 5.0 の実現に向け、研究開発におけるデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）を通じたイノベーション創出の重要性も謳われているところであり、原子力科学技術についても例外なく DX を通じた科学的・社会的貢献が期待される。あわせて、新技術の社会受容性等の観点を含め、一層多様化・複雑化する社会課題に向き合い、従来の延長線上にない新たな価値創出

につなげていくため、分野横断的な研究開発や社会の多様なステークホルダーとの対話・共創を通じた「総合知」の創出・活用に取り組んでいくことも重要である。

さらに、世界的な潮流として、新型炉開発をはじめとして、国の支援の下、民間主導の原子力イノベーションの重要性も高まっている。我が国においても文部科学省及び経済産業省の共同プロジェクトとして NEXIP イニシアティブの取組が令和2年度に開始されており、原子力機構には、国際的な連携・協力を図りながら民間主導の技術開発の基盤を支えていく役割が一層期待されている。また、国内の大学等では、研究開発や人材育成の基盤の脆弱化が進んできた近年の背景もあり、大学等における研究開発や教育に際して原子力機構の有する基盤活用の重要性も一層増している。

こうした国内外の動向に鑑み、文部科学省では、産学官のステークホルダーからの知見や助言も得つつ、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会の下に設置された原子力研究開発・基盤・人材作業部会及び原子力バックエンド作業部会において、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標・計画の策定に向けた提言」（令和3年7月13日）を両作業部会共同で取りまとめたところである。次期中長期目標期間では、本提言も踏まえつつ、引き続き、エネルギー基本計画や「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）、「原子力利用に関する基本的考え方」（平成29年7月20日原子力委員会）及び「技術開発・研究開発に対する考え方」（平成30年6月12日原子力委員会決定）等の国の政策に基づき、原子力政策や科学技術政策に貢献することが求められている。

その際、本法人の業務及び組織については、中長期目標期間終了時に見込まれる中長期目標期間の業績についての評価結果、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）をはじめとする政府方針及び前述の本法人を取り巻く状況を踏まえ、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の目的が達成できるよう見直すことが必要である。あわせて、サイバーセキュリティ基本法に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定。以下「統一基準群」という。）や「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針」（平成27年5月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成28年10月12日改定）等を踏まえ、情報セキュリティ対策を講じることが求められている。

2. 講ずるべき措置

上述した政策上の要請及び現状の課題を踏まえ、以下の措置を講ずる。

（1）中長期目標期間

本法人は、エネルギー基本計画等の長期的な国の政策に対応して研究開発を行う国立研究開発法人であり、長期的視点を含む研究開発の特性を踏まえて中長期目標を策定する必要があることから、中長期目標期間を7年とする。

（2）中長期目標の方向性

次期中長期目標の策定に当たっては、以下に示す事項を踏まえた上で、本法人の果たすべき役割を具体的かつ明確に記載するものとする。また、目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を

行う観点から、達成すべき内容や水準等を分野の特性に応じて具体化した指標を設定することとする。あわせて、社会的課題の解決や多様な価値の創造に貢献できるよう、「総合知」の創出・活用の観点も重視していく。

○ 安全性向上等の革新的技術開発によるカーボンニュートラルへの貢献

- ・ 軽水炉の安全性向上や利用率向上等に係る研究開発、高速炉や高温ガス炉等の新型炉に関する研究開発、核燃料サイクルに関する研究開発を進めることで、持続的なエネルギー基盤・成長基盤の構築や 2050 年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に原子力科学技術固有の貢献を果たす。

○ 原子力科学技術に係る多様な研究開発の推進によるイノベーションの創出

- ・ 高速炉や高温ガス炉等の新型炉に関する研究開発、JRR-3 や J-PARC 等の技術基盤を活用した幅広い基礎基盤研究を進めるとともに、その成果の社会実装や、原子力以外の分野を含む産学官の共創によるイノベーション創出に向けた取組を強化する。
- ・ あわせて、原子力科学技術の推進基盤の強化・高度化に向け、研究開発環境の DX を進めることで、革新的な原子力イノベーションの持続的創出につなげていく。

○ 産業界や大学等と連携して我が国全体の研究開発や人材育成に貢献するために必要なプラットフォーム機能の充実

- ・ 大型の原子力研究施設の維持、高度化及び共用、知識基盤等の整備及び共同利用を進めるとともに、国内外の研究機関や大学、産業界とも連携した原子力人材の育成や、核燃料サイクル事業をはじめとする民間の原子力事業者への支援・連携強化に取り組む。
- ・ 核不拡散・核セキュリティの強化に向けた取組をはじめとした国内外への貢献を着実に果たす。

○ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の着実な推進

- ・ 東京電力ホールディングス株式会社等の関係機関との密な協働の下、廃炉現場の課題解決につながる基礎基盤研究を推進する。その際、本法人の行うバックエンド活動とも緊密な連携を図る。

○ 高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発の着実な実施

- ・ 幌延深地層研究センター等における研究成果を十分に活用しつつ、技術開発を総合的、計画的かつ効率的に進めることで、処分に係る技術的信頼性の更なる向上を目指す。

○ 安全を最優先とした持続的なバックエンド対策の着実な推進

- ・ 本法人の「施設中長期計画」（平成 29 年 4 月 1 日策定。令和 3 年 4 月 1 日最終改定）及び「バックエンドロードマップ」（平成 30 年 12 月 26 日策定）に基づき、安全の確保を最優先としつつ、技術的実現可能性やコスト等の様々な観点も踏まえ、持続的なバックエンド対策を進めるために必要な体制を強化する。
- ・ 長期間にわたる廃止措置マネジメントに必要な情報（リスクの把握・対応策、予算、人材育成・知識継承等）を含む具体的計画を策定するとともに、研究施設等廃棄物の埋設実現に向けた具

体的対策（立地対策、廃棄体受入基準等）を進める。

○ **原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進**

- ・ 原子力安全規制行政への技術的支援に係る業務を行うための技術的能力を向上させるとともに、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、規制技術支援機関（TSO）としての貢献を果たす。
- ・ 原子力災害時における原子炉工学、放射線防護等の専門家を派遣する指定公共機関として、技術力の向上と必要な体制維持に取り組む。

○ **財務内容の更なる改善**

- ・ 社会ニーズに随時機動的にこたえつつ研究開発活動を更に活性化させ、その成果の社会還元を効果的・効率的に進めていくため、競争的研究資金等の外部資金の獲得や国内外の民間事業者、研究機関等との連携強化、知的財産の戦略的な創出・活用等により、安定した自己収入の確保など財務内容の更なる健全化を図る。

○ **組織運営・マネジメントの更なる改善**

- ・ 原子力を含む我が国のエネルギー政策は、政府において定期的に見直しが見込まれる見込みであることに鑑み、原子力を取り巻く国内外の動向に随時向き合い、時宜を逸することなく必要な研究開発活動等を組織横断的かつ機動的に実施できる法人運営が求められる。
- ・ 研究開発活動と自らの保有する施設の廃止措置及び放射性廃棄物処理処分等のバックエンド対策を両立して推進していくことが重要であることから、その実効性を確保するため、理事長のリーダーシップの下、法人運営の在り方を不断に見直すとともに、法人の職員一人一人の意識改革につなげていく。
- ・ あわせて、組織運営・マネジメントの更なる合理化・効率化に向け、業務環境のデジタル化を進める。

○ **広報広聴機能及び双方向コミュニケーション活動の強化**

- ・ 原子力に関する唯一の総合的研究開発機関としての専門的知識及び経験を活かし、立地地域や国民に対する丁寧かつわかりやすい情報発信や双方向的・対話的なコミュニケーション活動を推進する。その際、DXの導入等にも積極的に取り組むことで、一層効果的な成果の普及促進につなげていく。

○ **情報セキュリティ対策の推進**

- ・ 引き続き、統一基準群に沿って策定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等も踏まえつつ、情報セキュリティ対策を推進する。

（以上）

独立行政法人の中（長）期目標の策定について（抜粋）

令和3年11月22日

独立行政法人評価制度委員会決定

独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、独立行政法人の業務運営に関する政府で唯一の横断的な第三者機関である。本年4月以降の第4期の委員会では、独立行政法人が社会課題の解決に向けて能力を最大限発揮することを後押しする観点から、独立行政法人が、新たな価値創造のプラットフォームとしての役割を果たすことや、自らリスクを取って変革し、変化を先導することを通じて、我が国の国民生活及び社会経済により一層貢献できるようになることを特に重視し、調査審議を行っている。

委員会では、これまで、令和3年度末に中（長）期目標期間が終了する法人（以下「令和3年度見直し対象法人」という。）について、主務大臣による見込評価及び業務・組織見直しの結果を確認することはもとより、主務省及び法人の長その他の役員（監事を含む。）との間で、法人の使命、直面する課題及び取り巻く環境の変化（以下「法人の使命等」という。）について幅広く議論を行いつつ、調査審議を行ってきた。今般、その結果に基づき、令和3年度見直し対象法人の次期中（長）期目標の策定に当たって留意すべき点等を下記のとおり取りまとめる。

記

1 令和3年度見直し対象法人を取り巻く環境と求められる取組について

本年度の調査審議を進めてきた結果、委員会は、令和3年度見直し対象法人を取り巻く環境について、

- ・ 人口減少や少子高齢化の影響により、社会全体として人的資源が不足しており、各法人においても専門人材を始めとした人的資源が不足する状況に陥っている。
- ・ その一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、気候変動による自然災害の激甚化や頻発化の懸念等、各法人が解決に向けて取り組むべき社会課題が一層複雑化している。との認識に至った。

こうした環境下にあって、令和3年度見直し対象法人が、今後、それぞれの使命を果たし、社会課題の解決に向けてその能力を最大限発揮していくためには、

- ①業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応
- ②法人の業務運営を支える人材の確保・育成及びその取組を通じた社会への貢献
- ③強みを活かして弱みを補い合う関係機関との有機的な連携
- ④限られた資源を最大限活用するための資源配分の重点化（メリハリ付け）

といった取組をこれまで以上に徹底すべきであると考えている。

2 令和3年度見直し対象法人の次期中（長）期目標の策定に当たって

独立行政法人は、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われる運営費交付金等の交付を受けるなど、国の政策を実現するための実施機関であり、中（長）期目標期間において成果を最大化し、その成果を我が国のために役立てることが期待されている。そして、法人が、国民生活及び社会経済に貢献するという強い意欲と問題意識を持って、その業務に取り組むようにするためには、中（長）期目標において法人の使命及び目指すべき具体的な成果を明確にすることが極めて重要である。

委員会としては、今後、主務大臣において検討が進められる令和3年度見直し対象法人の次期中（長）期目標の策定に当たって、以下の点に特に留意いただくことを願います。

また、主務大臣には、目標の検討に当たって、法人の使命等について法人との間で改めて認識を共有するため、法人の長と十分な意思疎通を図ることを願います。

①業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を含めた様々な環境変化を契機として、法人のサービスの受け手となる国民に新たな価値をもたらすとともに、法人の役職員が効率的・効果的に働けるようにするため、業務手法等を不断に見直すよう促すこと。
- ・ 見直しに当たっては、デジタル技術の利活用を、それぞれの法人の現状と目指すべき姿を整理したうえで積極的に検討するよう促すこと。その際、単に業務手法にデジタル技術を導入するだけにとどまることなく、デジタル技術の利活用や、保有するデータの連携・活用により、事業の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進するとともに、デジタル技術を活用する人間の立場に立ったデジタル化を促すこと。
- ・ 情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が年内に策定する方針に掲げられた取組と整合するように目標を定めること。

②法人の業務運営を支える人材の確保・育成及びその取組を通じた社会への貢献

- ・ 年齢・性別等の多様性が新たな価値創造につながることに留意しつつ、法人が使命を果たしていく上で必要な人材の専門性を一層高度化させるための人材の確保・育成を促すこと。また、法人の使命の徹底や適正な人事評価、国民一般や地域を含む幅広い主体との交流といった役職員のモチベーション向上に資する取組を促すこと。
- ・ 広く知見を活用するため、法人内部に人材を確保するだけでなく、関係機関との連携や外部委託を通じて、外部の知見の有効活用を促すこと。また、法人内部に人材を確保する際にも、クロスアポイントメント制度や兼業等の多様な働き方の活用を促すこと。
- ・ 外部人材との連携や多様な働き方の活用等の取組は、法人自身の業務遂行に必要な人材の確保・育成のみならず、法人の業務に関連する社会全体の人材育成にも資するものであることに留意して、これらを推進すること。

③強みを活かして弱みを補い合う関係機関との有機的な連携

- ・ 法人が持つ知的財産やノウハウの価値を的確に認識し、これらを我が国の成長やプレゼンス向上、国際市場の獲得等につなげるような取組を推進すること。一方で、技術流出や情報漏洩等の問題が発生しないよう、適切な研究環境の整備を行うなど、法人における確かな知財管理、情報管理及び人材管理を推進すること。
- ・ 関係機関と連携を行うに当たっては、法人がこれまで連携してきた機関の範囲にとらわれることなく、主務省が異なる他の法人や民間部門を含めた新しい分野の機関との連携を推進すること。その際、施設の共用・事務の共同処理といった効率化のための連携はもちろん、組織同士でデータを共有して異なった観点からの分析を行うなど、新たな価値実現に資する連携がなされるようにすること。
- ・ 関係機関との連携を通じて法人の取組を迅速に社会に還元するため、法人が有するノウハウや研究シーズを国民や関係機関に対して積極的にわかりやすく情報発信することを推進するとともに、そのために必要な情報発信機能を計画的に強化するよう促すこと。

④限られた資源を最大限活用するための資源配分の重点化（メリハリ付け）

- ・ 法人が、国の政策における重点分野や法人に強みのある分野にその資源を重点配分するよう、環境変化を踏まえて、法人の業務の重み付けを適切に行うこと。
- ・ 業務の実施に当たっては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に取り組むこと。
- ・ 法人が、失敗する可能性も織り込みつつ、できる部分から挑戦を重ね、試行錯誤の中で改善を進めるなど、リスクを取った取組を進めることが期待される業務については、目標において業務の困難度を適切に示し、評価において法人の積極姿勢が評価されるようにすること。また、そういった業務については、ガバナンスを的確に機能させるため、業務の特質に応じた体制を確保するとともに、取組状況を適切に分析・評価し、必要に応じて取組の方向性等を見直すよう促すこと。

これらのほか、個々の令和3年度見直し対象法人について、その目標に具体的に盛り込むことを検討していただきたい点を別紙に掲げたので、併せて留意いただきたい。

以上に示した留意事項の多くは、令和3年度見直し対象法人以外の法人や、独立行政法人の仕組みを準用する法人（いわゆる準用法人）においても該当し得るものである。委員会としては、これらの法人やその主務大臣におかれても、これらの問題意識を、平素からの業務運営の見直し・改善に役立てていただくことを期待する。

(4) 科学技術振興機構

(留意事項)

- ・ 法人が担う業務が増加している中、年齢・性別を問わず多様な人材を確保することや、事業の効率化・統廃合等を進めることについて、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 研究者のダイバーシティを推進する観点から、法人が実施する事業における女性研究者や若手研究者等の応募者数を増加させるための取組や、審査員の多様性を考慮した審査体制を構築する等の取組について、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 研究開発の成果を社会課題の解決につなげていくため、大学、地方公共団体、企業など、産学官のステークホルダーの連携関係を構築するような取組を一層進めることについて、目標に盛り込んでどうか。また、国民の関心を高めることを意識するとともに、更なる民間資金の確保に向けマーケティング意識を持って、SDGs達成に向けた取組など、社会課題の解決に貢献する研究成果の情報発信等に取り組むことについて、目標に盛り込んでどうか。
- ・ 新たに大学ファンドの事業を担う中、文部科学大臣が定める助成資金運用の基本指針の内容等を踏まえたガバナンス体制等を構築すること及び安定的に助成資金を運用することについて、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 法人は、職員の高年齢化が進んでおり、現在の定年制職員の最多層が定年を迎える際には急激な人員不足に陥る可能性があることに加えて、今後大学ファンドの事業立ち上げ等に伴い必要な人員の増加も見込まれていることから、次期目標期間においては、人材の確保及び事業の統廃合等の取組を更に進める必要があると考える。また、人材の確保に当たっては、ダイバーシティの観点にも留意する必要があると考える。
- ・ 法人は、これまでも、第6期「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）等を踏まえ、ダイバーシティ推進に向けた取組を実施してきたが、例えば、女性研究者に関しては、法人が実施する事業における女性の応募割合について、我が国の全研究者に占める女性研究者の割合を下回る事業もみられる。次期目標期間においては、女性・若手研究者等の応募者数増加に向けた取組を進める必要があると考える。また、審査において多様な視点を取り入れる観点から、審査体制についても検討していく必要があると考える。
- ・ 地球温暖化や新型コロナウイルス感染症拡大等を契機として社会ニーズが急速に変化している中、ニーズの変化を踏まえた研究となるよう産学官連携を強化するほか、共同研究資金や投資を呼び込むため非財務情報を含めた情報発信を強化するなど、マーケティング意識を持ち、研究開発の成果を社会課題の解決につなげていくための取組を進めることが、次期目標期間においては一層重要になると考える。
- ・ 国立研究開発法人科学技術振興機構法が改正され、法人が大学ファンドの助成資金運用

業務を新たに担うこととなったところであり、今後、同法に基づいて文部科学大臣が定める「助成資金運用の基本指針」等に沿った取組を、着実に実施する必要があると考える。

(5) 日本原子力研究開発機構

(留意事項)

- ・ 若手研究者等の原子力人材の育成・確保や研究基盤の維持等を一層推進するため、原子力施設の廃止措置や将来に向けた研究開発・人材育成等に産学官で連携して取り組むことや、我が国全体の原子力に関する取組や安全性等についての理解を広く国民やステークホルダーから得るため、受け手のニーズを意識した分かりやすい情報発信に取り組むことについて、法人がより主体的な役割を果たしながら強化していくことを目標に盛り込んでどうか。
- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現等に法人が貢献していくため、将来に向けた新分野の研究開発や人材育成に取り組んでいくことについて、目標に盛り込んでどうか。また、これらの取組と併せて、日本の原子力に関する取組や安全性をより分かりやすく国内外に向けて情報発信することについて、目標に盛り込んでどうか。

(背景事情等)

- ・ 原子力利用を取り巻く環境変化等を受け、原子力分野への進学を希望する学生が減少傾向にあり、また、原子力分野を専門とする大学教員の減少、稼働している教育試験炉の減少に伴う実験・実習の機会の減少など、知識・技術の承継が途絶え、原子力の安全管理等に支障を来すことが懸念されている状況であることから、産学官連携の推進や、幅広い層からの理解を得るための情報発信を含め、原子力人材の育成・確保や研究基盤の維持等といった法人が担う業務が一層重要になってきており、次期目標期間においても取組を更に進める必要があると考える。
- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、第6次「エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）においても、「水素製造を含めた多様な産業利用が見込まれ、固有の安全性を有する高温ガス炉を始め、安全性等に優れた炉の追求など、将来に向けた原子力利用の安全性・信頼性・効率性を抜本的に高める新技術等の開発や人材育成を進める」とされており、原子力分野においても新たな取組が求められている。こうした新分野の取組を目標に明確に位置付けることは、法人役職員のモチベーションを向上させる観点からも重要であると考え。また、研究成果を社会実装につなげていくためには、安全性を前提とした上で、経済性の見通し等も含めた分かりやすい情報発信を行うことが重要であると考え。

中長期目標策定に当たっての留意事項について

令和3年12月22日
文部科学省国立研究開発法人審議会事務局

文部科学省国立研究開発法人審議会（以下、研発審という。）では中長期目標も含めた国立研究開発法人の在り方について幅広く議論がなされてきたところである。また、第6期科学技術・イノベーション基本計画等においては、国立研究開発法人の中長期目標に位置づけるべき事項について記載されている。これらを踏まえ、次期中長期目標の検討に当たっては、以下の共通的な留意点に対応している。

1. 第6期科学技術・イノベーション基本計画における留意点

① 総合知の活用について

法人のミッションや特徴を踏まえつつ、総合知を積極的に活用する旨、目標の中に位置づけることとされており、JST及びJAEAの次期中長期目標（案）に記載されている。

○第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)(抄)

第1章 基本的な考え方

2. 「科学技術・イノベーション政策」としての第6期基本計画

(2) 25年ぶりの科学技術基本法の本格的な改正

(略) 今後は、人文・社会科学の厚みのある「知」の蓄積を図るとともに、自然科学の「知」との融合による、人間や社会の総合的理解と課題解決に資する「総合知」の創出・活用がますます重要となる。科学技術・イノベーション政策自体も、人文・社会科学の真価である価値発見的な視座を取り込むことによって、社会へのソリューションを提供するものへと進化することが必要である。

第2章 Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

1. 国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革

(6) 様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用

(c) 具体的な取組

①総合知を活用した未来社会像とエビデンスに基づく国家戦略の策定・推進

○未来社会像を具体化し、政策を立案・推進する際には、人文・社会科学と自然科学の融合による総合知を活用し、一つの方向性に決め打ちをするのではなく、複線シナリオや新技術の選択肢を持ち、常に検証しながら進めていく必要がある。公募型研究事業の制度設計も含む科学技術・イノベーション政策の検討・策定の段階から検証に至るまで、人文・社会科学系の知見を有する研究者、研究機関等の参画を得る体制を構築する。あわせて、各研究開発法人は、それぞれのミッションや特徴を踏まえつつ、中長期目標の改定において、総合知を積極的に活用する旨、目標の中に位置づける。 【科技、関係府省】

② データポリシーの策定について

データポリシーを策定するとともに、機関リポジトリへの研究データの収載、メタデータの付与を進め、公募型研究資金の新規公募におけるデータマネジメントプランの導入等、研究データの管理・利活用について目標の中に位置づけることとされており、JST 及び JAEA の次期中長期目標（案）に記載されている。

○第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)(抄)

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

(2) 新たな研究システムの構築（オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進）

(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

・機関リポジトリを有する全ての大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人において、2025年までに、データポリシーの策定率が100%になる。公募型の研究資金の新規公募分において、2023年度までに、データマネジメントプラン（DMP）及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みの導入率が100%になる。

(c) 具体的な取組

①信頼性のある研究データの適切な管理・利活用促進のための環境整備

○公的資金により得られた研究データの機関における管理・利活用を図るため、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関は、データポリシーの策定を行うとともに、機関リポジトリへの研究データの収載を進める。あわせて、研究データ基盤システム上で検索可能とするため、研究データへのメタデータの付与を進める。 【科技、文、関係府省】

○研究データの管理・利活用に関する取組を更に促す観点から、2022年までに、これらの取組の状況を、研究者、プログラム、機関等の評価体系に導入する。 【科技、関係府省】

2. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律における留意点

「人材活用等に関する方針」を作成し、この方針に基づいて法人内の人材確保・育成を行う旨目標に盛り込むこととされており、JST 及び JAEA の次期中長期目標（案）に記載されている。

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)(抄)

第二十四条 研究開発法人は、内閣総理大臣の定める基準に即して、その研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針（以下こ

の条において「人材活用等に関する方針」という。)を作成しなければならない。

2・3 略

4 研究開発法人は、人材活用等に関する方針に基づき、その人材の活用等に係る研究開発等の推進のための基盤の強化を図るものとする。

5 略

3. 「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和3年11月22日独立行政法人評価制度委員会決定）における留意点

デジタル庁において、独立行政法人を含む情報システムの整備及び管理の基本的な方針が定められる見込みであることから、方針に掲げられた取組と整合するよう目標に盛り込むこととされており、JST 及び JAEA の次期中長期目標（案）に記載する予定である。

○「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和3年11月22日独立行政法人評価制度委員会決定）（抜粋）

- ・ 情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が年内に策定する方針に掲げられた取組と整合するように目標を定めること。

4. 独立行政法人の目標の策定に関する指針等における留意点

評定基準に困難度が導入され、困難度が高い目標が達成されたときには、所期の目標を上回る成果を上げた場合の評定である「A」以上の評定となるように変更された点について留意した。

なお、政策体系図等については中長期目標に添付し、評価軸については開発審の意見を踏まえて設定することとされている。

○「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定について(ポイント)(平成31年3月12日総務省行政管理局)(抜粋)

I. 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」の変更の内容

(3) 重要度、困難度の設定の考え方の明示

目標の重要度等については、法人の使命や法人の現状・直面する課題の分析、法人を取り巻く環境変化の分析に基づき設定することとする。なお、「優先度」については、「重要度」に一本化する等の観点から廃止、また、「難易度」については、困難さの程度を表すものとして「困難度」と名称を改める。

II. 「独立行政法人の評価に関する指針」の変更の内容

(4) 評定基準（各評語（S、A、B、C、D）への当てはめの考え方）の見直し
目標策定指針の見直しにより、困難度（従来の「難易度」）が法人の現状等の分

析に基づき、より合理的に付されることとなることに伴い、より難度の高い目標が設定され、それが達成されることを推進する観点から、評価基準に困難度の視点を導入し、困難度が高い目標が達成されたときには、所期の目標を上回る成果を上げた場合の評価である「A」以上の評価となるようにした。

また、現行指針では、目標で難易度が高いとされていた項目に限り、評価の一段階引き上げを考慮するとされているところ、評価の時点で目標水準の達成の難易度が判明する場合もあることから、評価の時点で、達成が困難なものであったことが判明した項目についても評価の一段階引き上げを考慮することとする一方、目標で困難度が高いとされた項目であっても、評価の時点で達成が困難なものではなかったことが判明した場合には、評価の一段階引き上げを認めず、困難度が高くない場合と同等の評価とするよう調整することとする。

○独立行政法人の評価に関する指針（平成 31 年 3 月 12 日改定）（抜粋）

III 国立研究開発法人の評価に関する事項

7 項目別評価及び総合評価の方法、評価区分

(1) 年度評価

① 項目別評価

ii 項目別評価の留意事項

イ 目標で設定された困難度の高い項目に限り、評価を一段階引き上げることを考慮する。ただし、評価を引き上げる場合は、評価を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。

ウ 目標策定の時点では困難度を設定していなかったものの、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、困難度が高いものと認められる場合は、評価を一段階引き上げることにについて考慮する。評価を引き上げる場合は、困難度が高いとする合理的な根拠及び評価を引き上げるにふさわしいとした根拠について、具体的かつ明確に記述するものとする。一方、評価の時点において、目標・計画の達成及び進捗状況の把握の結果、当初想定された困難度には当たらないことが判明した場合は、上記イの考慮の対象とはしない。

○独立行政法人の目標の策定に関する指針（平成 31 年 3 月 12 日改定）（抜粋）

III 国立研究開発法人の目標について

2 国の政策体系との関係について

(2) また、国の政策体系において当該法人の業務がどのように位置付けられるかを明らかにした資料（政策体系図など）及び上記①から③までと当該法人の業務や目標との関係を明らかにした資料を中長期目標に添付する。

5 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 2 号「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」における目標の立て方について

(1) 研究開発の事務及び事業に係る目標について

⑤ 「評価軸」の設定

主務大臣は、各国立研究開発法人の役割（ミッション）、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する。

ここで言う評価軸とは、例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるものである。評価に当たっては、それぞれの目標に応じて設定した評価軸を基本として評価する。その際、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要である。

また、それぞれの目標等について考えられる評価軸を網羅的に挙げて、それらを全て評価軸として設定することに重点を置くのではなく、むしろ、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等を踏まえて、評価軸の重み付けを行い、評価すべきことをしっかりと評価することを重視して厳選した評価軸を設定することが重要である。また、評価軸は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の推進の観点とも適切に整合性が図られたものとすることに留意する。